

令和6年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年11月5日（火）  
午前9時30分～午前11時30分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室

3. 出席委員 18人

|      |     |    |    |     |    |    |
|------|-----|----|----|-----|----|----|
| 会長代理 | 22番 | 金田 | 修一 | 24番 | 金木 | 洋子 |
| 委 員  | 1番  | 牧野 | 和吉 | 2番  | 各川 | 豊章 |
|      | 4番  | 加藤 | 輝夫 | 6番  | 中村 | 敏  |
|      | 7番  | 大道 | 勝則 | 8番  | 木下 | 幸雄 |
|      | 9番  | 北森 | 康雄 | 10番 | 坂井 | 義彦 |
|      | 11番 | 森川 | 重光 | 12番 | 北山 | 久雄 |
|      | 14番 | 杉林 | 清則 | 15番 | 熊南 | 昭浩 |
|      | 16番 | 山崎 | 修  | 17番 | 西田 | 清範 |
|      | 18番 | 林  | 作三 | 21番 | 山崎 | 巖  |

4. 欠席委員 6人

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 3番  | 茂  | 清志 | 5番  | 国谷 | 晃  |
| 13番 | 森田 | 高雄 | 19番 | 古田 | 茂  |
| 20番 | 大橋 | 芳信 | 23番 | 長谷 | 幹夫 |

5. 議題

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 非農地証明書の交付について

  

報告事項第26号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

報告事項第27号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第29号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第30号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

事務局 それでは、令和6年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。本日の月次総会につきましては、3番茂委員、5番国谷委員、13番森田委員、19番古田委員、20番大橋委員、23番長谷会長から欠席届、4番加藤委員から遅れるとの報告があり、出席委員数は17名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事進行につきましては、会長が欠席でありますので、金田会長代理にお願いしたいと思います。

会長代理 ただ今より令和6年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案4件、報告事項5件でございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長代理 それでは、私の方から指名させていただきます。

21番山崎（巖）委員、24番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長代理 それでは、議案の審議に入ります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第36号議案 位置図も併せてご覧ください。議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は、20件で、申請面積は34,477.00㎡です。許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は社会福祉法人で、幼保連携型認定こども園〇〇を運営しており、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されること

を支援の目的としております。

社会福祉事業の目的による特殊事由の案件であるため、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件を満たす必要はありません。

申請農地では、サツマイモ、ジャガイモを栽培し、園児が自然に親しみ、食育の大切さを学ぶために利用したいとのことです。

2番～9番は、労働力不足または経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。なお、令和6年9月総会時に申請農地の周辺農地（13筆分）について審議済みです。

10番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。議案書4ページをご覧ください。

11番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣に住む耕作者で、隣接する宅地と同時に譲り受けるとのことです。申請農地では、ジャガイモを栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請農地に隣接する宅地に住む新規農家です。家庭菜園の経験を活かし、耕作を行いたいとのことです。申請農地では、ジャガイモ、ダイコン、白菜等を栽培する予定です。

13番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は既に申請地を耕作しており、引き続き耕作を行いたいとのことです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

14番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、タマネギ、スイカ、カボチャを栽培する予定です。

15番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。測量の結果、譲渡人の農地に、譲受人の農地が入り込んでいることが判明し、現況に合わせて所有権移転するものです。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

16番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。新規農家ですが、家庭菜園の経験を活かし、耕作を行いたいとのことです。申請農地では、ブドウを栽培する予定です。

17番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、キュウリやナス等を栽培する予定です。

18番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受

人は、新規農家ですが、所有者と一緒に10年間イチジクを栽培してきた経験を活かし、耕作を行いたいとのことです。申請農地では、イチジクや大豆を栽培する予定です。

19番は、相手方の要望のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は耕作していた農地でもあるため、譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培する予定です。

20番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、4、5年前からトマトやナス等の畑作物を栽培しており、その経験を活かし、耕作を行いたいとのことです。申請農地ではサツマイモを栽培する予定です。

会 長 代 理      現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 代 理      特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 代 理      異議なしとのことでありますので、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 代 理      続きまして、議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局      議案第37号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は6ページから9ページになります。

今回、5条申請が11件、合計面積は18,972.70㎡です。それでは、議案書7ページをご覧ください。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

5条申請1番は、新保地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の●●は、建設機械のレンタル業を行っております。転用の概要といたしましては、既存の敷地には、事務所兼倉庫が建設されており、既にレンタカーや大型車両で飽和状態であ

り、従業員駐車場も不足していることから、近隣の申請地において資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請2番は、水橋西部地区において、太陽光発電所メンテナンス用地を整備する計画でございます。申請人は隣接地において既に太陽光発電所を開設しており、今回発電機器のメンテナンス用地として使用するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請3番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在夫婦で市内のマンションにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請4番は、大沢野地域大沢野南部地区において住宅敷地を拡張するものでございます。現在宅地と一体利用している農業作業場敷地を整地しようとした際に、地目が農地となることが判明したため、今回是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付がございました。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請5番は、大山地域大庄地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の△△は、主に精密部品製造業などを行っております。転用の概要といたしましては、従業員駐車場が不足しているため、隣接地において新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。なお、この案件につきましては、3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請6番と7番は、大山地域大庄地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に精密部品製造業などに

関する業務を行っております。転用の概要といたしましては、従業員駐車場が不足しているため、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。なお、6番の案件については、3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請8番は、大山地域上滝地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の□□は、主に建築物防水工事の施工などを行っております。転用の概要といたしましては、事業拡大に伴い既存の敷地が手狭になってきたため、隣接地において資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請9番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地は県道立山山田線の拡幅に伴い、一部が用地買収されるため、代替地として申請地に住宅を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請10番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請人は現在夫婦で市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域鶴坂地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 代 理      現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 代 理      特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 代 理      異議なしとのことでありますので、議案第 3 7 号農地法第 4 号第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 代 理      続きまして、議案第 3 8 号旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局      議案第 3 8 号旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、1 0 ページから 1 7 ページです。議案書 1 0 ページをご覧ください。

今回の申請件数は 5 6 件あり、年区分は、1 ～ 2 年が 2 1 件、3 ～ 5 年が 9 件、1 0 年以上が 2 6 件です。設定面積は、2 7 9 , 6 1 9 . 0 0 m<sup>2</sup>です。1 1 ページ 1 番から 1 5 ページ 2 8 番までは、農地中間管理機構を通すものです。1 5 ページ 2 9 番から 1 7 ページ 5 6 番までが相対です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 代 理      特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 代 理      異議なしとのことでありますので、議案第 38 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 代 理      続きまして、議案第 39 号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局      議案第 39 号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。

議案書は、18 ページから 20 ページになります。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の 1 つに合致しております。

議案書の 18 ページをご覧ください。

1 番については、10 月 23 日に、農業委員等と事務局が現地確認を行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しており、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明書の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 代 理      特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 代 理      異議なしとのことでありますので、議案第 39 号非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、申請どおり交付することといたします。

会 長 代 理      続きまして、報告事項に入ります。

第 26 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理について

第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第29号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第30号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第26号農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長についてご報告します。

議案書のページは21ページです。

1番、2番ともに、平成26年に設定した父と子の使用貸借権について、貸人である父の経営移譲年金受給のため、使用貸借権の許可期間を延長したものです。

以上でございます。

報告事項第27号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、22ページから29ページです。今回の受理件数は17件で、すべて相続により所有権または賃借権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第28号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、30ページから34ページです。

解約件数は16件で、解約面積は51,043.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第29号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書は35ページから39ページになります。今回の受理件数は、4条が4件、5条が10件、合計面積は8,069.10㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは39ページの5条の9番の1件でございます。

以上でございます。

報告事項第30号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて、ご報告いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

1番につきましては、令和5年9月19日に農地法5条で届出されましたが、住宅の売買契約が取消しとなったため受理を取消すものです。

2番につきましては、令和5年4月14日に農地法5条で届出されましたが、譲受人が別所在にて、家屋を建築したため、受理を取消すものです。

以上でございます。

会 長 代 理      ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 代 理      特に何もないようですので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 代 理      次に、協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。  
はじめに、「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」についてお願いします。

（事務局説明）

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 代 理      それでは、「意見書」については、（案）のとおり決定し、市に、会長、会長代理の3名にて提出したいと思います。

会 長 代 理      次に、「農業委員会活動における制度等研修」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 代 理      それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委 員      遊休農地の件に関して、遊休農地と認定されたことで、固定資産税額が1.8倍となった事例はあるのでしょうか。

事 務 局      現在のところ、事例はございません。

■ ■ 委 員      今後、このような規定を適用することはあるのでしょうか。

事 務 局      固定資産税額が1.8倍となるまでの流れですが、まず、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行います。その意向調査において回答がない、もしくは自作すると回答したにも関わらず自作をしていないといった場合、農業委員会から所有者に対して、農地中間管理機構と協議をすべきことを勧告します。協議の勧告をされた遊休農地が、

固定資産税の課税を強化する対象地となります。その後、農業委員会から資産税部門に課税強化対象地を通知しますが、固定資産税の課税強化の判断は市長部局となります。農業委員会としては、遊休農地の増加が今後も想定されますので、農地法に基づき、解消や発生防止に努めたいと考えております。

■ ■ 委員      利用意向調査は毎年行っておられるのでしょうか。

事 務 局      7月から9月にかけて農地委員の皆様に農地の調査をご依頼しておりますが、その調査結果を受けまして、遊休農地であると認定していただいた農地については、所有者に対して、今後の利用方法について毎年調査を行っております。

◇ ◇ 委員      相続放棄があった場合に、相続財産管理人や相続財産清算人が選任されるというご説明がありましたが、農地に関して相続放棄があった場合は、農業委員会で相続財産管理人などの選任をしていただけるのでしょうか。

事 務 局      相続財産管理人などの選任については、利害関係人が家庭裁判所に申立をすることになっているため、農業委員会が選任を申し立てることはありません。

◆ ◆ 委員      今回の研修資料を遊休農地の所有者に配布してもよろしいでしょうか。

事 務 局      農地の適正管理を推進するために、農地の所有者に対して周知の必要があると考えますので、研修資料を一部加工したうえで、次回の総会で皆様にお配りをしたいと思います。皆様には、遊休農地の所有者に配布するなどしていただき、遊休農地の是正や解消に向けて活用していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、先ほど◇◇委員からご質問がありました相続財産清算人の選任につきまして、補足をいたしますと、選任の申立をすることができる利害関係人ですが、農地の賃借人も利害関係人に含まれます。農地を借りたい場合は、相続財産清算人以外の制度もございます。また、民法の改正に伴い、所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度が創設されましたので、そのような事例の農地がございましたら、農業委員会までご相談ください。

◇ ◇ 委員      農地の貸し借りについて、農地法や基盤法などに基づかない賃貸借とはどのような貸し借りを指すのでしょうか。私の担当地区では、口

約束の貸し借りが大半を占めておりまして、そのような口約束の貸し借りはどのような取り扱いになるのか気になっております。

事務局 農業委員会といたしましては、農地の貸し借りをする場合は、機構法や農地法などに基づく書面での利用権設定をしていただきたいと考えております。

口約束の貸し借りは、農地台帳では借主が登載されないため、自作扱いとなります。また、貸主とトラブルが発生した際に、農業委員会が介入できないことや、農地法に基づく手続きの対象とならないことなどから、利用権設定をお願いしているところであります。

▽▽委員 遊休農地について、転作をしている農地は課税強化の適用対象となるのでしょうか。転作したのち、耕作がなされず荒地になっている農地があります。

事務局 転作農地であっても、所有者は草刈りなどをするなどして、周囲の農地に悪影響が生じないように管理する義務があります。従いまして、転作の対象農地であっても、遊休農地となっている土地があれば、農業委員会までご報告をお願いいたします。農業委員会では農地法に基づき、所有者に利用意向調査をするなどして、遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。

会長代理 他にないようですので、農業委員会活動における制度等研修を終了します。委員の中で制度などの説明を希望するものがありましたら、事務局まで連絡してください。

会長代理 最後に「タブレット型端末機による使用業務の拡大（案）」について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会長代理 それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

▼▼委員 質問ですが、スマートフォンに送信されるショートメールは、総会の日時などをタブレットに送付した旨の内容が送られるのでしょうか。

事務局 ご質問の件に関しましては、運営委員会において説明をいたしました際に、運営委員からも多数のご意見をいただきました。ショートメ

ールの内容といたしましては、会議名、開催の日時および場所のご案内となります。あわせて、タブレットに会議資料を格納したことも、ご案内をいたします。会議についてはスマートフォンで、議案書などの会議資料については、タブレットで確認をしていただくこととなりますので、よろしくお願いします。

会 長 代 理      次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 代 理      ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 代 理      特に何もありませんので、令和6年度第8回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。